**平成２９年（フ）第２４号**
宮城県気仙沼市本吉町登米沢162番地１
破産者　阿部　秀記
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２８年（フ）第２４８号**
茨城県水戸市浜田町594番地の３
破産者　阿久津　司
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第３３３号**
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１　県営稲田アパート２棟304号
破産者　神永　典子
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第３５４号**
茨城県ひたちなか市大字市毛978番地　県営宮前アパート３―308
破産者　髙橋　恵美
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１１４号**
茨城県守谷市板戸井2367番地の４、前住所千葉県我孫子市柴崎台４丁目５番13―603号クオリティヒル大塚
破産者　荒木　孝一
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１６８号**
茨城県取手市宮和田84番地３
破産者　櫻井　研二
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１８４号**
茨城県取手市戸頭４丁目18番９―101号、前住所茨城県取手市米ノ井12番地１　１号棟
破産者　森田　　収
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１９９号**
茨城県牛久市田宮３丁目５番地10
破産者　菊地　雅文
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５２７号**
埼玉県草加市稲荷４丁目９番27―205号、旧住所埼玉県川口市大字安行領家88番地の３
破産者　近藤　文人
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第６８９号**
埼玉県吉川市吉川団地５番８号505
破産者　平岡　英樹
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７２９号**
埼玉県草加市住吉１丁目11番59―202号
破産者　近泉真紀子
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７３０号**
埼玉県越谷市蒲生東町４番40号
破産者　遠藤　博史
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１３８号**
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野55番地２
破産者　和田　國男
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１４０号**
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野55番地２
破産者　和田　早苗
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第３３０号**
愛知県一宮市下沼町４丁目４番地　ハイツ愛宕302号
破産者　柴田　清美（旧姓森）
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２５３号**
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町２丁目10番地　矢倉ハイツ303
破産者　三浦　洋一
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第１８号**
兵庫県姫路市青山３丁目33番地１号國富胃腸病院、住民票上の住所兵庫県朝来市生野町奥銀谷1433番地１
破産者　有時　則哉
成年後見人　有時　世悟
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１８２号**
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮370番地２、申立時の住所和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地６　県営住宅２棟２階27号
破産者　南村　晶子
１　決定年月日　平成30年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係